

# 第1章 損害回復・経済的支援等への取組

## 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

- 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

### 【施策番号3】

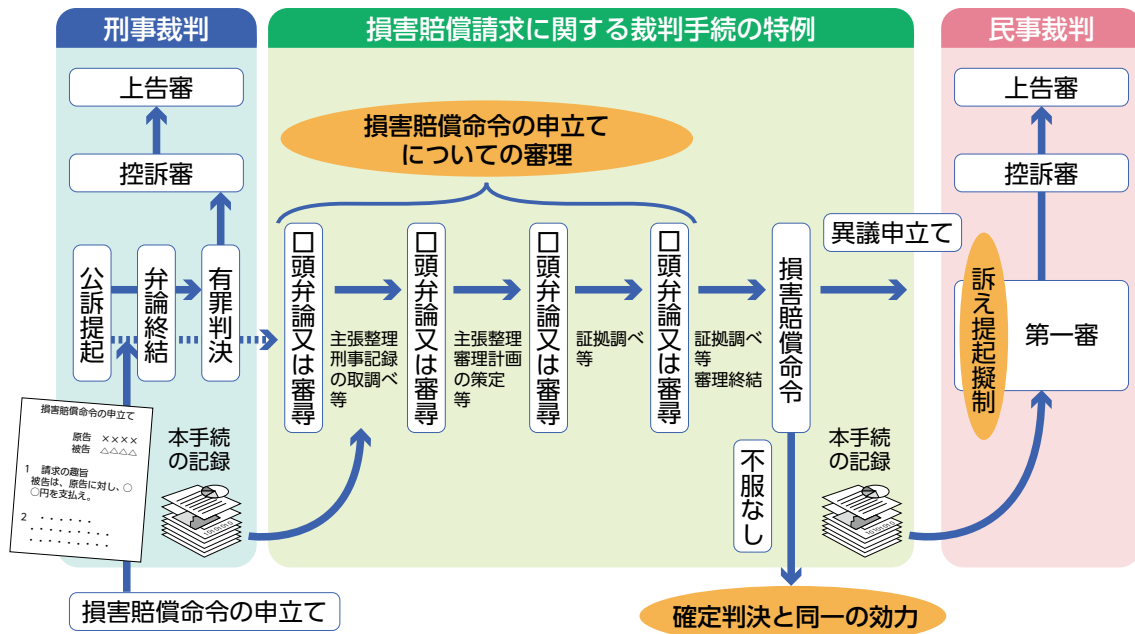
警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」により、損害賠償命令制度について紹介している。

同制度については、平成20年12月の制度導入以降、令和3年末までに3,722件の申立てがあり、このうち3,628件が終局した。その内訳は、認容が1,641件、和解が849件、終了（民事訴訟手続への移行）が491件、取下げが422件、認諾が144件、却下が52件、棄却が8件等である。

また、検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者等に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。2年中は、13件の同手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約5億6,541万円であった。

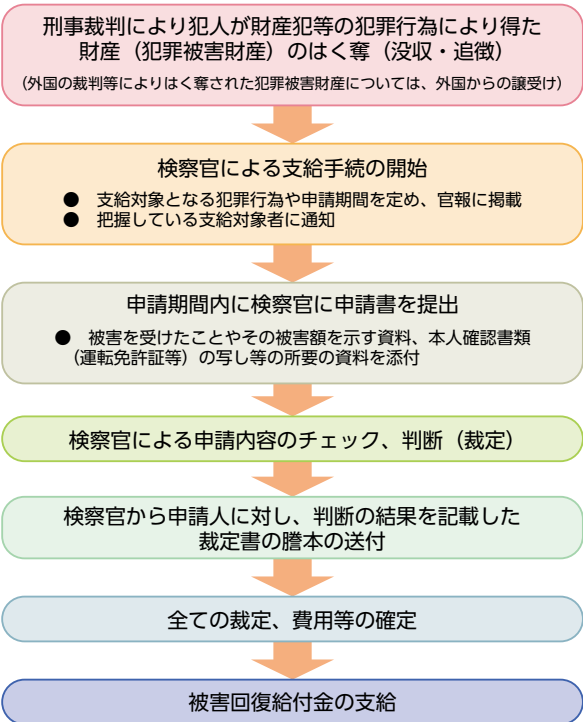
損害賠償命令制度の概要



提供：法務省

被害回復給付金支給制度の概要

基本的な支給手続の概要



\* 検察官による手続の一部を、弁護士である被害回復事務管理人に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の運用状況

年次	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成28年	8件	約9,750万円
平成29年	16件	約3億8,987万円
平成30年	15件	約5億5,179万円
令和元年	19件	約2億7,781万円
令和2年	13件	約5億6,541万円

提供：法務省

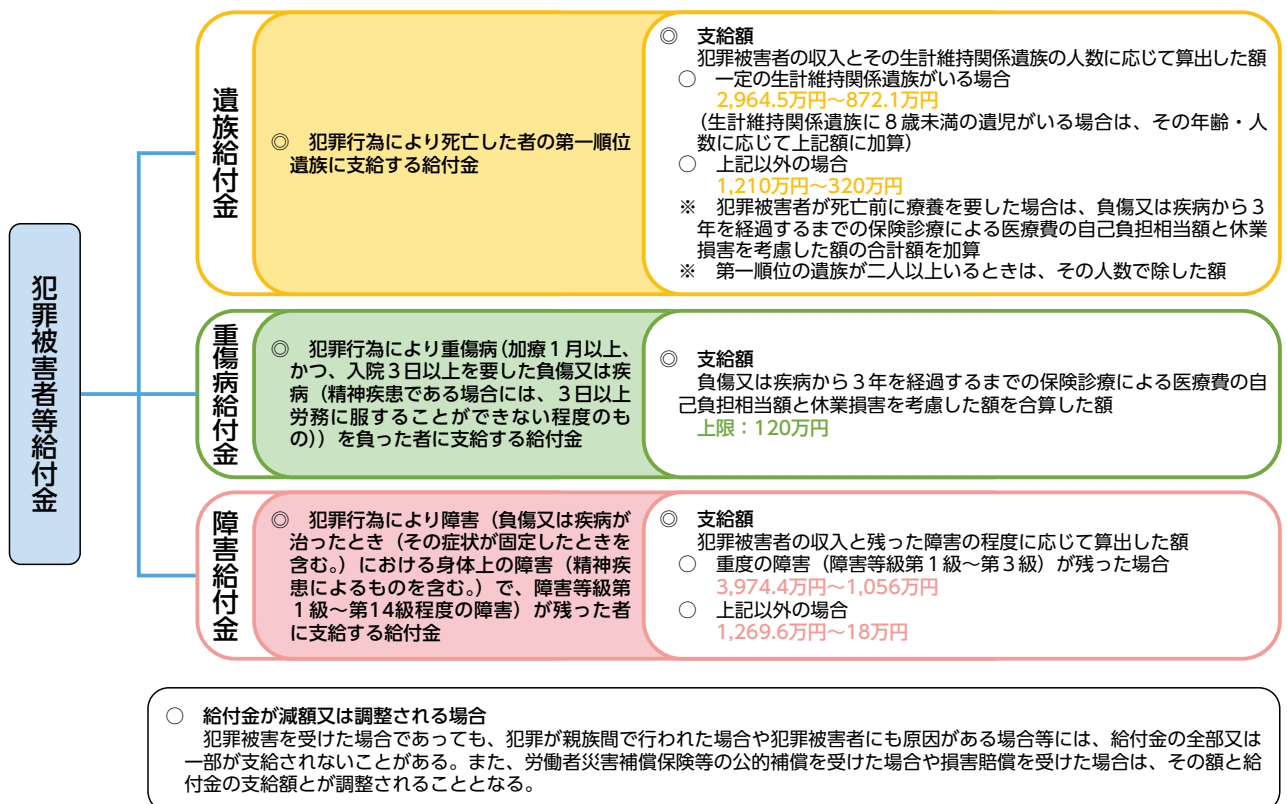
2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

・ 犯罪被害給付制度の運用改善

【施策番号13】

犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給

犯給制度の概要



付金を支給するものである。

同制度について、平成20年7月には、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級第1級から第3級まで）に対する障害給付金の引上げ等を、21年10月には、配偶者等からの暴力事案であって特に必要と認められる場合には全額支給ができるようにするための規定の見直しを、26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しを、それぞれ行った。

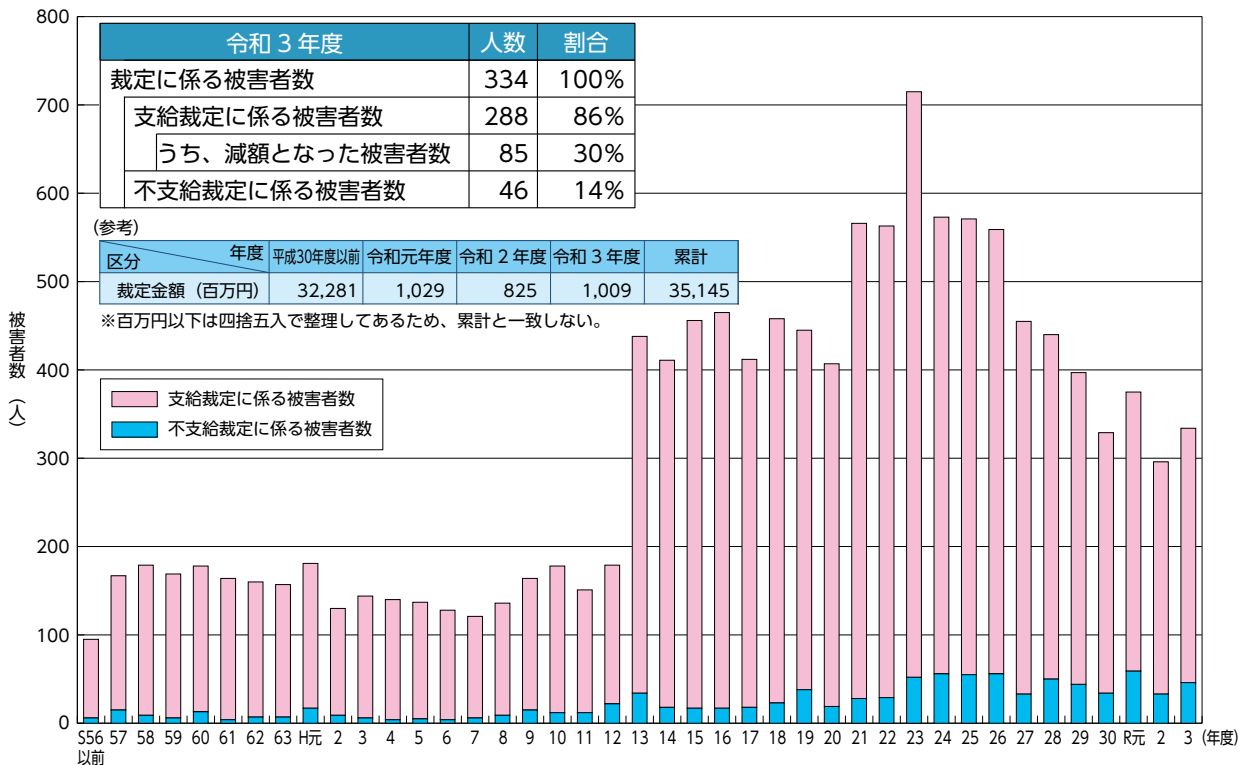
また、第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方、犯罪被害者等にとって負担の少ない犯罪被害者等給付金の支給の在り方、若年者への給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、28年度末までに所要の調査を行った上で、29年4月から「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催して検討を行った。そして、

同年7月に取りまとめられた提言を踏まえて犯給制度の改正を行い、30年4月に施行された。

警察庁においては、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用改善について都道府県警察を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、同制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示するよう指導している。

令和2年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約8億2,500万円であり、3年度は約10億9,000万円であった。また、2年度における裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約7.0か月、中央値は約4.7か月であり、3年度における裁定期間の平均は約9.3か月（前年度比2.3か月増加）、中央値は約6.4か月（前年度比1.7か月増加）であった。

### 犯給制度の運用状況



警察庁においては、今後も、仮給付金支給決定の積極的な検討、迅速な裁定等の運用改善や犯給制度の周知徹底について、都道府県警察を指導していく。

#### ・ カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等

##### 【施策番号15】

警察庁においては、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度に要する経費について予算措置を講じ、30年7月までに、同制度が全国で整備された。さらに、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な運用を図るとともに、同制度の周知に努めるよう、都道府県警察を指導している。

令和3年度中における、同制度の利用件数は2,033回であった。

警察庁においては、同制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察への指導を徹底していく。

#### ・ 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等

##### 【施策番号17】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議<sup>\*</sup>や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入を要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」（犯罪被害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例をはじめとする有益な情報を関係府省庁、地方公共団

体その他の関係機関等へ配信する電子メール）を通じ、これらの制度の導入状況等について情報提供を行っている。既に制度を導入している地方公共団体及び当該制度の概要については、本白書に掲載しているほか、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する基礎資料」として、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei.html>）にも掲載している。

令和4年4月現在、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度を導入しているのは13都県（前年比5県増加）、12政令指定都市（前年比3政令指定都市増加）、464市区町村（前年比87市町村増加）であり、生活資金の貸付制度を導入しているのは3県、10市区町である。

警察庁においては、できる限り全国的に同水準で見舞金の支給制度等が導入されるよう、同制度等の導入を要請していく。

### 3 居住の安定（基本法第16条関係）

#### 【施策番号29】

#### ・ 被害直後及び中期的な居住場所の確保

警察庁においては、自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を、都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、これらの経費に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

警察庁においては、同制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察への指導を徹底していく。

\* 犯罪被害者等のための施策の総合的な推進に資するため、都道府県や政令指定都市との情報交換等を行う会議

### 【施策番号30】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じて情報提供を行っている。

令和4年4月現在、67都道府県・政令指定都市、489市区町村において、犯罪被害者等が公営住宅等へ優先的に入居できるようにするなどの配慮が行われている。

警察庁においては、犯罪被害者等の居住場所の確保等が、地方公共団体間で格差が生じず適切に行われるよう、情報提供等の取組を推進していく。

#### 公営住宅等への入居に際しての配慮の状況 (令和4年4月現在)

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選に よらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県 (47/47)	12	9	34	21
政令指定都市 (20/20)	5	4	10	11
市区町村 (489/1,721)	120	109	97	281

- ※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。
- ※ 市区町村には政令指定都市を含まない。
- ※ 区は東京都の特別区をいう。

## 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

- ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発

### 【施策番号37】

犯罪被害者等は、治療や裁判への出廷のため仕事を休まなければならないこともあるが、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、同制度の趣旨や導入方法を厚生労働省ウェブサイト（<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>）において紹介するとともに、リーフレット等を作

成し、関係行政機関、経済団体、労働団体等の協力を得て、企業や労働者に対し、同制度の周知・啓発を行っている。

#### 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の リーフレット



提供：厚生労働省